



## 風致地区

風致地区は、都市計画法により都市における樹林地水辺地等の自然的要素を主体とする良好な都市景観を維持するため、市街地内の自然的景勝地、市街地周辺の丘陵地、景色のすぐれた水辺地、歴史的意義を有する地区、緑ゆたかな低密度住宅地等について定めています。

風致地区においては、都道府県、政令指定都市で定める風致地区条例により、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為を規制しています。

## 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護法に基づき設定されるもので、環境大臣が設定するもの（国設鳥獣保護区）と、都道府県知事が設定するもの（都道府県設鳥獣保護区）の2種類があり、鳥獣保護区の中には特別保護区を指定することができます。

鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止されます。また、鳥獣保護区内に特別保護地区が指定され、地区内で工作物の設置、水面の埋立、立木の伐採といった行為をするためには、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要となります。

## 自然公園

自然公園とは、自然公園法に基づき、優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう、環境大臣もしくは都道府県により指定された公園です。ただし、土地の所有にかかわらず地域を指定する地域性の公園であるため、国、都県有地だけでなく民有地も含まれています。

自然公園として指定されている優れた自然の風景地は、その環境に即して生きている様々な野生生物や、その土地の風土などがあいまってつくられてきたかけがえのないものです。このような自然の風景地を保護するために保護計画と、自然を楽しんでもらうために利用計画を定め、自然公園を管理しています。また、自然公園の制度は、日本の自然環境保全に関する制度の中で歴史的にも古く、大きな役割を担っています。

自然公園は、自然公園法に基づき指定されており、規模及び景観の程度により、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分されています。

## 自然環境保全地域

自然環境保全地域は、以下に示すようなすぐれた自然環境を維持している地域を自然環境保全法に基づき指定し、自然環境の保全に努めています。

- 1.高山・亜高山性植生 (1,000ha以上)、すぐれた天然林 (100ha以上)
- 2.特異な地形・地質・自然現象 (10ha以上)
- 3.すぐれた自然環境を維持している河川・湖沼・海岸・湿原・海域 (10ha以上)
- 4.植物の自生地・野生動物の生息地のうち、1~3と同程度の自然環境を有している地域 (10ha以上)

## 保安林

保安林とは、森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、その保全と適切な施業の実施によって森林の保安機能を確保するため、一定の作為、不作為の義務が課せられるとともに、所有者等に対しては、免税等の特例措置が講じられます。

保安林においては、指定の目的を達成するため、立木の伐採や土地の形質を変更する行為等が制限されており、立木の伐採を行った場合には、その跡地への植栽の義務が課せられます。

## 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区

歴史的風土保存区域は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に基づき、その対象は古都すなわちわが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村に限られ、京都市、奈良市、鎌倉市の3市その他に、政令によって天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町及び同県高市郡明日香村、および逗子市、大津市の5市1町1村が定められています。その保存対象は、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして、古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況となります。

また、歴史的風土保存区域のうち枢要な部分を構成している地域については、都道府県または政令指定都市が都市計画で歴史的風土特別保存地区を定めています。

これらの区域及び地区においては、古都保存法に基づき行為の制限が行われ、歴史的風土保存区域内において、一定の行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県及び政令指定都市への届け出が、また、歴史的風土特別保存地区内においては、許可を受けることが必要です。

## 区域区分

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分できるとされています。

この市街化区域と市街化調整区域との区分を「区域区分」といいます。

## 都市計画区域

都市計画区域とは、いわば都市計画を策定する場であり、人口や土地利用などの動向や都市の現状や発展の見通しなどからみて、一体の都市として総合的に整備や開発、保全する必要のある区域として、都道府県が指定するものです。

## 市街化区域

市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。一方、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域であり、開発や建築行為が制限されています。

区域区分を定め、まず市街化区域の中で、道路や公園、下水道などの公共施設の整備を優先的かつ計画的に進めていくことで、快適で住みよいまちがつくられる仕組みとなっています。

太平洋



本図は、真北を反時計回りに15° 回転させて作成しています。

50km

5 10 20